

さいたま市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱の概要（平成22年2月1日施行）

目的及び定義（第1条・第2条）

この要綱は、ペット火葬炉の設置及び管理の適正化に関し、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に定めるもののほか、事前協議の手續その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的として定めたものです。

ペット火葬炉とは

犬、猫その他の愛玩用に飼育されていた動物の死体（「廃棄物」に該当するものを除く。）を火葬するための焼却炉です。

設置等の届出とは

「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく指定ばい煙発生施設の設置又は変更の届出です。ペット火葬炉の設置等の届出の際は、市長との事前協議が必要になります。

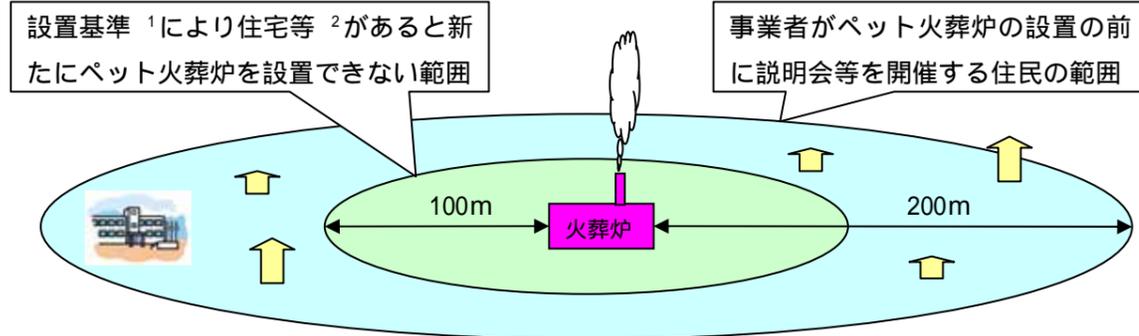


事業者等の責務（第3条）

ペットの火葬を現在行っている事業者及びこれから事業として始めようとする方は、本要綱の趣旨にのっとり、次の事項に留意してください。

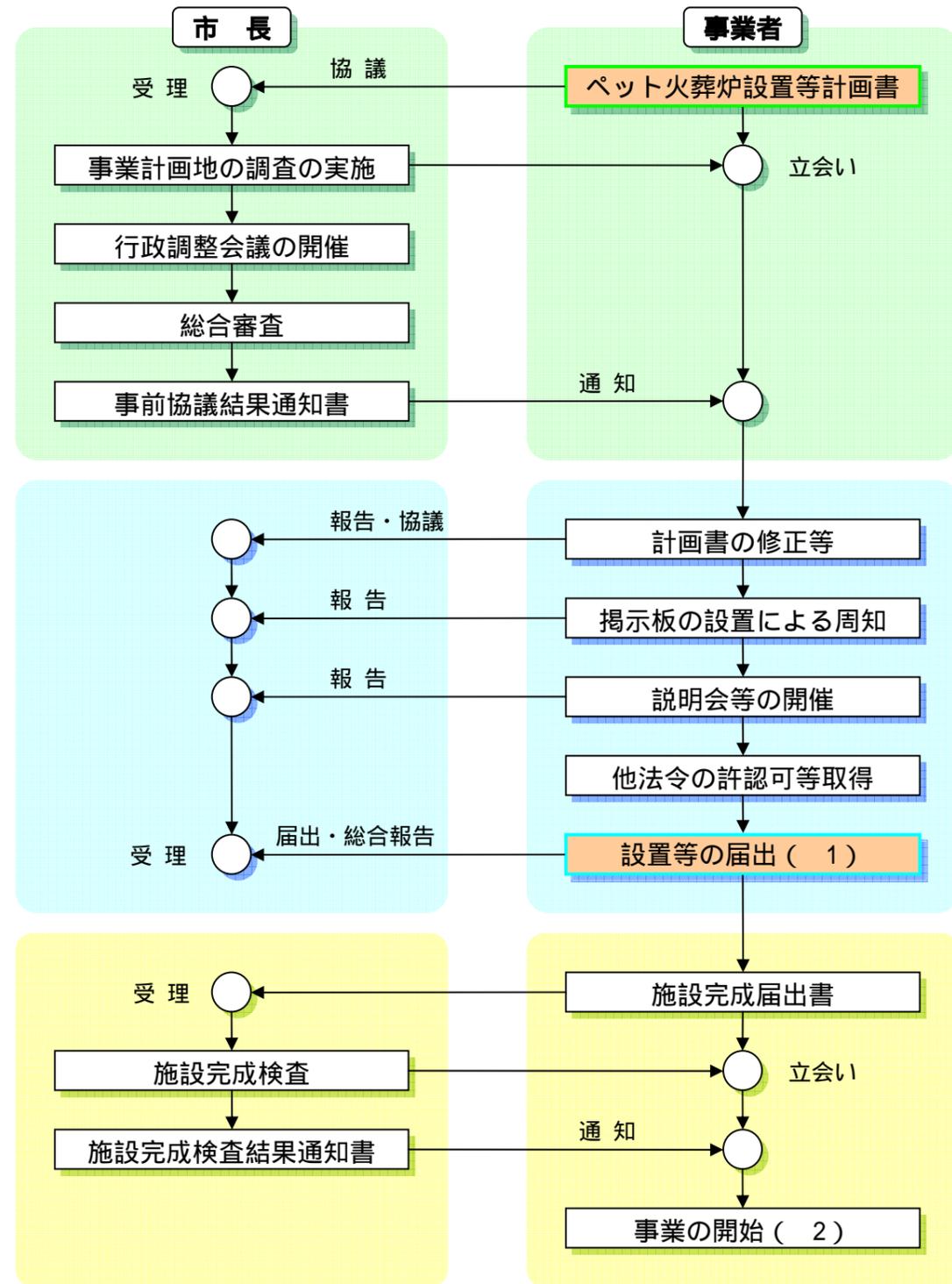
- 1 ペット火葬炉の設置又は管理に関して条例その他関係法令を遵守し、ペット火葬炉を設置する地域の生活環境を損なうことのないよう十分に配慮すること。
- 2 ペット火葬炉を設置し、又は設置しようとする事業場の周辺の住民と良好な関係を保持するよう努めること。

設置基準（第4条）及び住民説明の範囲（第6条第1項）



- 1 設置基準は、工業専用地域においては適用しません。
- 2 住宅等とは、住宅及び学校、病院などの環境への配慮が必要な施設をいいます。

事前協議手続き等フロー図（第5条～第8条）



- 1 事前協議書の指示事項への対応状況等を市長へ報告し、施設の設置に必要な許認可等を取得した後に、設置等の届出を行う。〔第7条〕
- 2 施設完成検査適合の通知を受けた後に事業を開始する。〔第8条第3項〕